

第十三回国会 人事委員会 議院 議事録 第七号

昭和二十七年三月七日(金曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 田中不破三君

理事 田中伊三次君 理事 藤枝 泉介君

理事 瀨上房太郎君 理事 井上 良二君

今村 忠助君 小澤佐重喜君

塩田賀四郎君 西村 久之君

渡邊 良夫君 平川 篤雄君

井之口政雄君 岡田 春夫君

出席政府委員

総理府事務官 増子 正宏君

(大臣官房審議 室長事務代理) 淺井 清君

人事院總裁 滝本 忠男君

人事院事務官(事務局長) 給与局長) 岸本 晋君

大蔵事務官(主 計局長) 岸本 晋君

建設事務官 町田 稔君

(大臣官房 人事課長) 小林亨三君

建設事務官(大臣官房 文書課長) 安倍 三郎君

専門員 安倍 三郎君

三月六日

委員平川篤雄君辞任につき、その補

欠として吉田安君が議長の名で委

員に選任された。

同月七日

委員吉田安君辞任につき、その補欠

として平川篤雄君が議長の名で委

員に選任された。

本日(の)の会議に付した事件

連合審査会開会要求に関する件

第一類第二号 人事委員会議事録第七号

昭和二十七年三月七日

一般職の職員給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

四一号)

給与改善に関する件

○田中委員長 これより人事委員会を

開会いたします。

まず連合審査会開会の件につきま

してお諮りいたします。去る五日外務

員会に付託となりました外務公務員法

案、内閣提出第四十五号につきま

は、当委員会の所管事項と密接な関係があるように思われますので、同法案審査のため外務委員会に連合審査会を開催することを申し入れたいと思

【異議なしと呼ぶ者あり】 ○田中委員長 御異議なしと認めま

た。なお連合審査会開会の日時につ

ましては、委員長が外務委員長と協

議し、後日公報をもつて御通知いた

せつかく官公庁数百万の代表の人たちがまるで手玉にとられて、どこへつかかつていいやら、どこが決定する大きな権限を持つておるのやら、わかなくなつて、結局この人たちが労働組合の任務を果すことができないといふふうなことになると思ひますが、人事院としてはその辺どういふふうにお考えになりますか。

○浅井政府委員 ところが決定する要素を持つておるかと思はれますれば、これは実は国会であろうと私は申し上げるよりしかたがないのであります。そこで人事院といたしましては、予算のことは人事院の権限外でございますから、公務員の給与を改善すべく努力はいたしますが、予算の編成権は内閣にあり、決定権は国会にありたいと思ひます。現在以上のことではございません。

○井之口委員 人事院が勧告をするには、人事院の任務であつて、人事院としてはその勧告に対して、根本的な方針をとつて進まなければならぬものだと思ひます。しかしそれはそれといたしまして、それならば、近くベース・アップをもつと必要とするような情勢は、あなたのところではお考えになつておりませんか、どうでしょう。当委員会においては、各委員の人たちが、単に地域給のこうした末梢的な引上げくらいでは、とても公務員の生活は守れない、どうしてもベース・アップを基本的に必要とするといふふうな意見が、大部分において起つておるのであります。それこそこの国会の勧告を、人事院においては勧告として生かして、そうして人事院の職権をもつて官公庁の人たちを保護すると

いふふうな考えはないのですか、どうですか。

○浅井政府委員 それは大いにございませぬ。人事院といたしましては、お言葉までもなく、絶えず研究をいたしてありまして、勧告をいたすべき時期に至りますれば、いつにても勧告をいたすことは、従来もその通りであつたように、今後とも少しもかわる点はございませぬ。

○井之口委員 それならば、二十七年の予算は今審議中でありませぬが、これが決定を見ないといふふうな場合、または決定を見ないにいたしまして、また将来において、人事院においては、勧告をさらになさるゝところの意思はないのかどうか、あるいは追加予算なり何なりによつて、またそれを充たさしめる方法があるのかどうか、それから、現状に即して公務員の生活というものを考へて、給与の引上げということでは考へておられないかどうか。

○浅井政府委員 追加予算云々の措置については存じませぬけれども、人事院といたしましては、常に注意深く物価の上昇、民間賃金の上昇等をもらみ合せて、研究を進めておるのでございませぬ。近いうちと仰せられましたら、その近いうちというのには、はなはだ抽象的なお言葉でございませぬ。それから、これについてはちよつと、そうだ、あるいはそうでないかと思ひます。お答えするのは危険なように思ひます。

○井之口委員 それならば、近いうちといふことを常識的に私が申し上げてみたいと思ひますが、もとより大きくいつては、浅井人事院総裁の在官中に決定せられるわけでありませぬが、短か

くいえば、この五、六月から七、七、八月ごろにかけての時期に、勧告をさらにもう一べん出すという意思はないですかどうですか。

○浅井政府委員 この国会とか、あるいは国会が済んでからとかいふことは、実は人事院の勧告には関係がないのでございませぬ。勧告すべき場合、つまり公務員法二十八条に該当する条件を備へましたならば、いつにても勧告をいたす、かように考へております。

○井之口委員 勧告すべき場合には勧告する、要するにこれでお返事は尽きると思ふ。これはまづたく誠意のない返事である。今の物価の上昇程度もこゝろから、また統計もこんなふうになつて来ておるから、しかも実際人事院としてはこんなふうな調査をしておるのだから、こういう時分にこれくらい行くだろう。しかしそれに対しては、またどういふ条件があつて、そこまでは実行できないのだとか何とか、そこにいれれば具体的にはつきりお話しもわかるけれども、要するに必要な場合は勧告をする、必要でなければ勧告しない。それはあたりまえだ。わかり切つた話だ。総裁に対して私たちが聞こうと思つておるものは、もつと総裁の一般の立場から、全官庁労働者のかかる要求をいかに見て、かれらの痛切なる叫びに対して反慮しようとしておられるかという点であります。それを、必要であれば勧告するが、必要でなければ勧告しない、そんなことは何も聞く必要はない。もつと誠意のある御答弁を承りたい。

○浅井政府委員 これから申し上げるところでございませぬ。井之口さんの御指摘は、物価がすでに非常に上つてお

る、民間の賃金も上つておるといふ前提でのお言葉であらうと思ひますが、これはまた人事院には人事院の考え方と申すものがございませぬ。人事院といたしましては、公務員法に規定されております通り、民間賃金の上昇と生計費のとり方、これは従来御承知のようになつておる方式でございませぬ。そこでたゞいま給与局長から、その一端を申し上げたらよろうかと思つております。

○淺本政府委員 人事院といたしましては、総裁からお話がございましたように、絶えず研究いたしてございませぬ。現在の状況において、給与ベース引上げ、というよりも、むしろ俸給表の改訂をいたす必要があると判断するかどうかという問題になるのであります。現在までのところ、標準生計費におきましては、昨年十月ごろの資料で申しましては、免税点の引上げ並びに減税措置というものが行われております。関係上、標準生計費税込みで、われわれが言つております場合には、昨年の五月に比べまして、昨年の十月ごろで一〇程度の上昇にしかなつていない。その後におきましては、たとへば十二月というふうな非常に国民慣習として支出の多い場合は、むしろ異例に属するので、統計的觀察に適さないものであります。その後の状況をいろいろ推察いたしてみましても、おおむね二〇程度、標準生計費のみについて申しますれば、上昇しておるのではなからうかというふうにおおむね思ひます。

それから民間の給与ということになりますと、これまた人事院といたしましては、職種別に、公務員のある一つの職種、たとえば局長というふうな人

と、民間において同様の職種内容を持つております者がどういふふうな給与であるか、こういう調査をいたしまして、職種別にその賃金の上昇度合いをはかつて行くのであります。この調査は昨年やりました。これはなかつた、予算の関係等もございませぬ。われわれ努力はしてありますが、年に二回も三回も、そういう調査をやるといふ予算はございませぬ。従つて現在のところは、二十七年の予算を御決定願ひましたならば、もうすぐさまこの調査にとりかかりたいといふことで、目下準備を進めておるといふ状況であります。副次的に毎月勤労統計等の資料によりまして、その程度の上昇を示しております。しかしながら、人事院が根本的に給与ベースの引上げをする必要があるかどうかという見きりをつけ

るきめ手になります。民間給与調査は、早急にやりたいといふことで現在準備中でございます。その結果が出て参りませぬと、今あたりに判断はできません。但し標準生計費の方を見ても、おそろくは本年の一月ごろにおきましては、二〇くらいの上昇になつておるのではなからうかという見当をつけております。これが今後変更いたすということがありますれば、もちろん人事院として判断する、こういうことにならうかと思ひます。

○井之口委員 そういふ調査を基準として人事院はやられておるが、その調査の基準になつておるところのCPS、CPIの統計自体に、労働者の人たちは不信の念を抱いておるのであります。この調査が非常に低位に過ぎるといふことに対して、いろいろ不滿が出ております。それは皆さん方の

と、民間において同様の職種内容を持つております者がどういふふうな給与であるか、こういう調査をいたしまして、職種別にその賃金の上昇度合いをはかつて行くのであります。この調査は昨年やりました。これはなかつた、予算の関係等もございませぬ。われわれ努力はしてありますが、年に二回も三回も、そういう調査をやるといふ予算はございませぬ。従つて現在のところは、二十七年の予算を御決定願ひましたならば、もうすぐさまこの調査にとりかかりたいといふことで、目下準備を進めておるといふ状況であります。副次的に毎月勤労統計等の資料によりまして、その程度の上昇を示しております。しかしながら、人事院が根本的に給与ベースの引上げをする必要があるかどうかという見きりをつけ

立場が違ふというように御返事される  
でありましょう。そこで実際上の物価  
を決定するのが正しいのでありますか  
ら、統計面をいかに正しく反映させる  
かということについては、これは現に  
一番利害の緊密な状態にあるところの  
労働組合の調査というふうなものも参  
照して、そうして労働組合の調査が、  
どこが間違つておるなら間違つてお  
る、人事院としてはこの間違ひがある  
から、これは採用できないという点ま  
でつづ込んで、調査される意思はない  
か、もしそういう意思があるなら、労  
働組合はどん／＼皆さん方に協力し  
て、そうしてあなた方の決定に對して  
いろ／＼な資料も提供するし、いろいろ  
なことでもできるだろうと思ふのであ  
りますが、もうすでにそういうふうな  
ものは受入れる必要もない、またそう  
いうものは聞く耳を持たぬという態度  
であるか、その辺をひとつ承りたい。

○浅井政府委員 ごもつともな御尋ね  
でございます。人事院といたしまして  
は、CPPI、CPS、ああいふものは  
あれ以上正確なものはないと思つてお  
ります。しかしそれが正確であるとい  
うこと、人事院がそれだけにたよつ  
ているかどうかというところは別問題で  
ございます。人事院といたしまして  
は、いわゆるマーケット・バスケット  
・システムという方式をとつており  
ます。これは御承知のように理論生計  
費の一種でございます。決してCPS  
とかCPIあるいは毎月勤労統計と  
いうようなものそれ自体によつてはや  
つていないのでございます。これは当  
委員会にも常に資料を提出いたしてお  
りますから、御承知のことであらうと  
思つております。この理論生計費、

マーケット・バスケット式というの  
は、最近におきましては大体組合側も  
そういうふうな方式をとる傾向になつ  
て来たかと、私も実は喜んでおる  
次第でございます。

それから第二点といたしまして、組  
合側の言うことは聞くのか聞かないの  
かという御せでございしますが、これは  
従来とても組合側から提出されました  
資料は、地域給において尊重いたして  
おりますように、給与ベースの問題  
についても従来十分尊重いたし、参考  
にいたしておる次第であります。現に  
りたいたしても官公労等から資料が出てお  
ります。

○井之口委員 それではその点につい  
てはむろん私の方でも調べて、そ  
して具体的にあなたの方の御意見も承  
りたいと思ふのであります。

もう一つ最後に最低賃金といたしまし  
て、官公庁方面からは九千九百七十円  
をたいがい要求しているようでありま  
す。それに対しての間政府の方では  
、十八歳の人を標準にとつて四千二  
百円くらいに算定されるというふうな  
お話でありましたが、この開きが相当  
倍以上になつておると思ふのでありま  
す。この場合これはやはり四千二百円  
でもつて適當であるというふうにお考  
えておられますか。今日はもう少し  
これは上げるべきである。なおこの最  
低賃金制度に對しては、もつと／＼  
根本的ないろ／＼な法制的制定とい  
ふようなことを考えておられるか、この  
点承りたい。

○浅井政府委員 最低賃金というお言  
葉で仰せになりましたが、人事院の申  
しておられますのは、いわゆる標準生計  
費でございます。この標準生計費はカ

ローリー計算を基礎といたしておりま  
す。これは御承知の通りでありまして、  
それがこの間の人事院の勧告では四千  
二百円と、かよつたようになっておる。これ  
が将来どう動いて参りますか、これ  
は将来の物価の値上りに關すること  
でございます。申すまでも、それがた  
だい給与局長が申しましたように一、  
二％動いておるというのを申してお  
る。人事院といたしましては、その数  
字はかわるでございまして、この数  
字を要するにございまして、この  
様式を要するにございまして、この  
つと行きかねるかと思つております。

○井之口委員 それではその問題はま  
たいずれ伺うことにしまして、この建  
設省の不当な首切りに対して、人事院  
には何か参つておられますか。いろ／＼  
な組合の人たちから提訴されているも  
のが……

○浅井政府委員 不当な首切りとい  
うお言葉でございますが、その不当と  
いうことに対しては、ただいままだお  
答えがいたしかねるのでございます。  
そういうことは調査いたして知つてお  
ります。何分にもこの問題は、あ  
るいは人事院へ訴えて参りますかど  
うか、参りますれば人事院としては、  
これを審議いたしまして決しなければ  
ならぬということに相ならぬかと思  
います。どうも裁判所が判決をいたしま  
する前に意見を述べることができない  
と同じようでございます。人事院と  
いたしましては、ただいまこの席上で  
どう思ふかと仰せられても、ちよつと  
お答えはいたしかねるよりに思いま  
す。

○井之口委員 この不当であるか不当  
でないかというふうな問題は、これは  
おの／＼立場の違いによつて違ふこと

でありましょう。しかし誠首された人  
たちが不当として人事院に提訴する  
ということがあるのですから、その意味  
においては、まつたくこれは不当と呼  
んでさしつかえないと思ふ。この人は  
今度一番不当としてだれが常識的に考  
えても、なるほどと首肯されるのであ  
ります。阿久芽さんとか、長瀬さん  
とか、木森さんとか、野口さんとか、  
松岡さんという方々が提訴してござ  
います。せんですか、どうでございま  
しうか。

○浅井政府委員 まだ受理してはおり  
ません。おそらくまだ提訴していな  
いのだらうと思ふますが、期間は十分  
でございますから、これからであらうと  
思つております。

○井之口委員 それでは建設省の方  
にお尋ねいたします。この間も当委員  
会でお尋ねしたのであります。あいに  
御出席がなかつたので、きよりに譲つ  
たわけでございますが、行政整理で各  
官庁が首切りを実行する。建設省の方  
はこれは今のところ、はしりになるよ  
うな形でございます。そこでこれがど  
ういうふうに進んでやられておるか  
ということは、全官公庁に働いてお  
る方々の関心の中心になつておる  
し。ここに對して組合圧迫、あるいは政  
治的意見並びに思想のいかんによつ  
て、日本の憲法に許されておる人権を  
蹂躪するがごとき、誠首の方針が採用  
されて行くことになると、これはゆ  
ゆしい事態だと思ふので、建設省の先  
ほど申しました五人の人たちの誠首に  
ついて、建設省の方ではどうい  
うふうに見ておられるのか、この点を  
ひとつお聞きしたい。第一やられて

人たちがみな労働組合関係の方であ  
る。一人は阿久芽さんは組合の執行  
委員長をしておる、それから長瀬さ  
んは書記長をしておる、それから木森  
さんは青年婦人部長をしておられる、  
それから野口さんは九州の青年婦人部  
長、それから松岡さんが中央執行委員  
をしておられる、こういうふうな労働  
組合におけるところの重要な地位にあ  
られる方々をえりにえつて、誠首のや  
り玉に上げているような状態でありま  
す。これはいろ／＼のいきさつが組合  
の方からも述べられておるようであ  
りますが、どだいこういう人を誠首し  
なければならぬような人事院の行政整  
理の規定になつておるのかどうか、そ  
の点をひとつ聞いてみたいと思いま  
す。

○町田説明員 ただいまの御質問にお  
答えいたします。建設省におきまして  
は行政整理といたしまして、実員を五  
百名ばかり整理することになつてお  
る。でございますが、これは大体本年  
中に全部整理することに閣議の決定を  
得ておりました。三月までに整理を  
することになつておりました。それで二  
月の二十九日付をもちまして、このう  
ちの大半の者を整理いたしましたので  
ございます。その中に今お話にありま  
したように、組合の關係者が数名含ま  
れておるのでございます。ただ今具体的に  
名前をあげられましたが、そのうちで  
松岡という名前が出て来ましたが、こ  
れはおそらく建築研究所に勤めてお  
る職員のことをおさしになつておる  
と思ふ。松岡君は全然整理の対象にな  
つておりません。現在も勤務をいたし  
ております。それでこれらの二月二十  
九日に大半整理いたしました中に、今



ます。しかしながらこれはあらかじめ任命権者が自分の判断に基いて行政措置をとつて、それに対して争いが起つた際に、提訴の方法により、人事院がこれを判断すべきものだと思つてございまして、第一次的にはあくまでも任命権者が自分の判断に基いて、行政措置をとらざるを得ないのだと思つております。

○岡田(春)委員 あなたの話を伺つてみると、任命権者でない、あなた自身がこの三人の首を切つたような非常な感じを受けるのです。東北から出ておる木森君の場合には、任命権者はあくまでも東北の地建の局長だ、あなたの話を聞いてみると、いかにも、局長ではなくてあなた御自身が、木森君の動向を調査した結果首を切つた、しかも形式的にはそれは局長名で首を切つていられるでしょう。しかしあなた自身が在京中の木森君の行動を調査した結果、首を切らしたように、今までの答弁を伺つてみると、われ／＼非常に感ぜざるを得ないのです。

それからもう一つの点は、先ほど交渉といつたのは、組合の交渉のようにこの私が聞いたようだけれども、そういう交渉ばかりじゃない、何かほかの接触というような場合において、これが不道当であるというように感じられたからである、かような御答弁です。ところがこれは非常にふしぎなことだと思ふ。組合の中園というものは、これは東京に出て来て駐在しているというの、あなたも御存じのように、公務員法ではつきりしている通りに、在京中の行動というものは、少くともあなた御自身が見られた行動というものは、組合運動としての行動が判

断されるのであつて、それ以外の接触においてという場合には、これはあなたが勤務時間として、何らかそういう時間に接触でもされたというようにお考えになつて、そうして接触をされたのですか、どうですか。たとえばそれは勤務時間と認め得ざる、または個人的に町で会つた、こういう場合に、これは不届きであるからというやうなことで、それが首切りの理由になつたとするならば、これはあなた御自身が何か私憤怨恨でも持つておつて、そうして町で会つて、酔つぱらつておつた。あれはけしからぬ、酔つぱらつてだれかをたたいてでもおつたらば、これは理由にもなるだらうけれども、そうでない、勤務時間以外の行動を、極端に言えば査察して、それを首切りの理由にしたというなら、これまたまことに行政整理の理由として理由にならな

い、私は考える。接触という意味が、きわめてあいまいだと私考する。こういう点をも少し明確に願いたい。

○町田説明員 まず最初の御質問にお答えいたしますが、私がここで答弁をいたしておりますのは、私がこの答弁を判断だけで全部をやつたやうな印象をお受けになつたかと思ひますが、これはそういう意味では申し上げておけません。建設省としまして、あくまでも私は補助者でございますから、その補助の立場から仕事をしておるにすぎないのでございまして、ただ東京におきまして駐在官の行為につきましては、これは地建の局長は遠く離れておりますから知らないものであります。それで東京におきます間の行動につきましては、これは常に接触をいたしております本省側から、その間の事情を任命権者で

ある局長に通知をした、最初申しました通りなことなのでございます。それに基づきまして任命権者である地建の局長が判断を下して、整理の対象にいたしましたのでございまして、これはあくまでも私自身が全部やつたという点ではないのでございまして。その点は特に申し上げておきたいのであります。

それからなお接触という言葉は、これはまたきわめてまずい言葉を申しましたので、問題になつたのでございまして、私の言わんといたします趣旨は、必ずしも役員の人たちと話し合ひをしておるといふ間のことでなくて、組合活動の一部分として、あるいはその他専従者としての仕事をしておる間に、たとえば不遜な申すか、少くとも規則等に違反することを内容とした文書を出すとか、そういうやうな行為があつたかと思つたのでございまして、これは必ずしも対面しておる間に、いろ／＼と談話の中に現われたという意味じゃなくて、それ以外の活動においてそういう行為があつたかという点を申し上げたのでござい

ます。

○井之口委員 それではもう少し続けてお尋ねいたしますが、あなたは町田さんでいらつしやいますか。

○町田説明員 そうでございます。

○井之口委員 局長の方では責任者としてこれらの餓首者は勤務に勉勵しておるし、自分としては上の方から寝耳に水で首切れということをやつて来たので、しかたなくここにやつたのだというふうなことになるのでございまして、それでまた今町田さんのお話を聞いてみても、組合専従者としてやつて

おるときの行動が餓首されるところの原因になつた、その行動は別に勤務上のどうこうというものでなし、かつ定員によつてぜひこの五人を切らなければ定員法が貫徹なかつたというふうなものでもない、これは明らかに本省との交渉において阻止したとか、あるいは交渉相手が出て行こうという場合を阻止したというふうなことがあげられております。してみますと、これはそれが中心の理由になつておる、これは非常に重大だ、ところがこれだけの五名の方々を認定せられたのは、主観的な問題ではこれは片づけられぬのであります。客観的に事実こういうものであるということが立証されましたならば、われ／＼納得するのであります。当然この五名の人たちが、そうした交渉中の相手方の人権を、無視するやうな行動に出たとすれば、これはいろいろ法の適用を受けているはずである。何かそういう点がございますでしょうか。

○町田説明員 今五名というお話がありましたけれども、先刻も申しましたように四名でございます。それからそのうちの一名は東京に駐在しておりますから、これにつきましては、私は実は整理せられましたことを、整理後報告を受けて知りましたやうな事情でございまして、これについてはお答えすることができません。

それから他の問題になつております三名のうち、東京に比較的長く駐在いたしておられます者につきましては、近ごろの行為について各地建の局長はこれを知りません。しかしながら比較的最近東京に駐在し始めた、たとえば委員長の阿久芽君の勤務成績等は、これは

現在の地建の局長がよく知つておるの

でございまして、そういう地建におりました当時の行為あるいは勤務成績をも参考といたしまして、九州地建の局長はこれを整理の対象にいたしましたのでございまして。五人を全部東京におるといふ材料をもとにして整理をしたというやうなことは全然ないのであります。

○井之口委員 それならこの五人について参考のため伺いますが、最も中心的な餓首の理由になつた点を簡単に一人々々教えていただきたい。それがはたして合法的なものであるかどうかというところを、われ／＼判断する資料になると思ひますから……。

○町田説明員 今申しましたように三人でございます。それでこの三人の人たちを整理いたしました基準は、これはまず最初に申し上げます、公務員として今後勤務を続けて行くには比較的適正に欠けておるといふ基準によりまして、これを整理いたしましたのでございまして。それで今回の行政整理では必ずしも希望退職者ばかりを整理するわけには行かないのであります、整理をされた者の中には、こちらの方からやめてくれと言つてやめさせた人も相当あるのであります。それではそういう人たちがみんな必ず法規に違反しているとか何とかがいふ行為があるかどうかといふことになりまして、これは必ずしも法規に違反している人ばかりをやめさせたわけではない。今申しましたように、抽象的な基準としましては、公務員として適格性を欠くといふ人をやめさせたのです。

○井之口委員 公務員としての適格性を欠くといふのは、これは結論的な認

定であります。いかなる行為があつたから公務員としての適性を欠くと自分  
は認定したということにならなければ、  
話は論理上常識的のものと考えてお  
らぬと思ひます。ただ公務員として  
適性を欠くというだけでは、これは結  
論であつて、ある行為があつて、その  
行為を結論的にこう認めるのだとお  
しやつた場合に、常識ある国民はあ  
なるほどそうかということが納得でき  
ると思ふのであります。この阿久芽さ  
んにしろ、長瀬さんにしろ木森さん  
にしろ、建設省に長く勤めておられた方  
だと思ふ。相当長い間勤めておられ  
なつた方で、それまで決してそういう  
適性を欠くというふうな結論は一般的  
に下しておられない。しかも労働組合  
においてみんなの信頼を受けて、この  
人は正しい人であるというので、選挙  
にもなつておる人だ。だからこの人た  
ちを適性を欠くという断定をされるに  
ついては、何か特定の行為があると思  
ふ。この行為が将来においてはこうな  
るのでこれは適性を欠く、こうして判  
断されなければならぬ性質のものだろ  
うと思ひますが、その点あなたが認定  
されたところの行為というものはどん  
なものであつたか。ちよつと聞かして  
いただきたい。

○町田説明員 非常にいろ／＼な行為  
があつたのですが、その中でも特に阿  
久芽君につきましては、昨年の十一月  
でございますが、私の方の専門委員室  
というのがあります、これを数日間  
にわたつて占拠いたしました、専門  
委員の職務を妨げたことがございま  
す。これは阿久芽、長瀬、それから木  
森三君に共通でございますが、このこ  
とは私たちが／＼警告を発しまし

て、事務の遂行上、特に専門委員がそ  
の部屋に入ることができず、職務に非  
常に困難をいたしましたので、そのこ  
とを警告をいたしました。しかるにも  
かかわらずな／＼立ちのきをせなか  
つたので、これだけをとりましても公  
務員としての適性に欠けておるところ  
があるという判断をするのに十分だと  
思つております。

○井之口委員 これは中心的な理由だ  
と私は承ります。専門委員室に数日に  
わたつてそこへすわつておつたとい  
ふ意味でございますが、ただこれはだ  
や何か慰みですわつておつたのでし  
ょうか。よほどのずきのように思われ  
ますが、だてや何かで、ここにすわつ  
ていたらおもしろかろうというので、  
すわつていたのでしょうか、どうで  
すか。そうだとすれば、これはどう  
も公務員として不適当だと思ひます  
が……。

○町田説明員 私はいかなる目的で  
すわつておつたにしましても、目的の  
いかによつてこれが合法化されると思  
わないのであります、庁舎管理上事  
務室を占拠するということは、目的は  
どうあろうとも、これは不法である  
と思ひます。

○井之口委員 大分話も具体的に  
なつて参りました。関連質問もある  
のであります。もとよりこの人たちも  
目的をもつてすわつておつたと思  
ひます。その目的については不法の  
目的と皆さんの方ではお考えになり  
ましたでしょうか。そういう不法な  
目的でございまして、お考えになつ  
たでございまして、最後に聞きし  
ておきたいと思ひます。

たように、その目的が合法とか、不法  
とかいうことを問はず、事務室を占拠  
することは不法だと思ひます。

○岡田(春)委員 さつきの私の関連  
質問で、二、三答弁があつたのであり  
ますが、九州、東北の場合の三人の首  
を切つたということについては、任命  
権者ですか、その地方の局長は、あ  
くまでもおれは知らないというお話  
が、任命権者の立場にある東北、九  
州の人たちが首を切つたという事実  
を知らない、その責任を知らないと言  
つておる。それに対してあなた自身が  
責任は本省が持つと言つておるじや  
ありませんか。そういう事実があり  
ながら、任命権者でないあなたが、形  
式的には任命権者の責任において首  
を切つたという形をとりながら、実  
質的にはあなた自身が首を切つた  
という形をとりながら、実質的には  
あなた自身が首を切つたという形に  
対して責任を保持すると言つておら  
れる。こういう事実がすでに明らか  
になつておる。それにもかかわらず  
あなた自身が今のような答弁をして  
おられることは、まづたく委員会に  
おけるあなた自身の答弁がまことに  
いかにいかに感じられない。もつと  
具体的に言えといふなら資料もここ  
にありませんから、具体的に申し上げ  
てよいのであります。その間の事情  
は先ほどの御答弁を補足されても  
つけつこうであります。もつとはつ  
きお話し願ひたいと思ふ。

○町田説明員 この点は先刻も申し  
上げましたので、今のような御質問  
がございまして、実は意外に思つた  
のであります。東京におきます行動は、  
先刻申しましたように、地建の局長  
は遠く離れておりますから、東京駐  
在中のことは知らないと思ふので  
あります。それにつ

きましては、本省の方で知りまし  
たことを十分通知をいたしました。そ  
れに基いてこの決定がなされたので  
ございませぬ。なお地建の局長が全  
然知らぬ間に首がなされたというよ  
うな意味の御質問でございましたが、  
これはそうではございません。地建  
の局長は十分に知つておるのでござ  
いまして、地建から局長の名前で辞  
令を出して、地建の職員がわづ／＼  
上京して、これらの人に辞令は手交  
したしております。

○岡田(春)委員 それでは一言だけ、  
事実であるか、事実でないかを伺  
へば、二月二十九日全建労三名解  
雇した処分が関係組合員が上京する  
場合、処分の場合があるから、事実  
を確認しなさいと電報を打つた事  
実がございませぬか、どうですか。

○町田説明員 今の電文でございま  
す。途中が省けておると思つたので  
ございまして、私の打ちました電文  
は、この三名の整理について組合員  
がいろいろの会議等で上京するな  
らば、無断で上京することのないよ  
うに、許可を得て上京することによ  
り、上京させなさいという電報を打  
つたのであります。従来とく組合活  
動のために上京する場合には、場合  
によつて、無許可で上京いたしま  
して、そのためにいろ／＼不都合が  
生ずることがあるのであります。こ  
れは第一人事規則にも命ぜられて  
いることとをやらぬことになりませ  
ぬ。上京する際には必ず許可を得  
て上京するように、組合員を指導  
しなさいという意味の電報でござ  
いまして、

○岡田(春)委員 それでは、電文の上  
に、許可を得てという点がはつきり  
明記してあるのではありませんか、  
どうですか。

○町田説明員 その通りでございま  
す。無断で、許可を得ずに上京する  
ことのないようにしなさいという電  
文でございませぬ。

○岡田(春)委員 それでは、許可を得  
て上京して来た者については、当然  
処分すべしという指令には該当し  
ないと思ふのでございませぬか……。

○町田説明員 許可を得て上京いた  
した者につきましては、お説の通り  
でございませぬ。

○岡田(春)委員 六日、七日に全建  
労が中央委員会をやつておる。この  
会合を、官側の方で会合を持たせな  
かつた事実があるように考えられま  
すか、これはいかなる理由ですか。

○町田説明員 その事実は、本省の  
関する限りでございませぬ。

○岡田(春)委員 中央執行委員会を  
六日、七日にやりましたことが、こ  
れを行わなかつたという事実はな  
いのですか。この点も一度確認させ  
ていただきます。

○町田説明員 今申しましたように、  
本省の指示によりまして、中央執行  
委員会の開催を阻止したことはござ  
いませぬ。第一、六日、七日に中央  
執行委員会があるという事は、本省  
側にはわかつておると思ふ。

得ずして上京した者云々、これは非常  
に閣連を持つておることなんです。こ  
れは速記録に残るので、無断で  
上京した云々というのが入つておつた  
か、入つていないか、われ／＼の方で  
向うの方へ正式の電報を問合せてみ  
て、これが事実と相違している場合に  
は、またあとで人事委員会においでを  
願わなければならぬことも出て来ると  
思いますから、この点ははつきりして  
おいていただきたいと思う。

話を少しかえて参りますが、この間  
の定員法による整理というのは、あな  
たも十分御承知の通りに、まず第一に  
希望退職者を募つて、この希望退職者  
を主として定員に満ちた場合には、ほ  
かのものは整理しない、こういう方針  
が政府の方針としてはつきりしておつ  
たはずなんです。この点はいかがでござ  
いますか。希望退職者が第一順位に  
なるとわれ／＼は考へているのです  
が、いかがですか。

○町田説明員 今の希望退職者も整理  
の基準の一つの中に入つております  
が、希望退職者だけを整理するという  
ことには、建設省としては考へており  
ません。

○岡田(春)委員 そらすると、当時の  
首切り大臣であつた橋本龍伍君が、希望  
退職者を第一にして整理をして行くの  
だということをして三答弁しておられ  
る。それと違つて整理方針を建設省とし  
てはお持ちになつておられるわけですか。

○町田説明員 希望退職者だけを整理  
しろという方針は、私たちは聞いてお  
りません。

○岡田(春)委員 希望退職者で定員が  
満ちた場合には、それ以外に整理す  
る必要がなくなる。そういう点を私は

問題にしているものであつて、特にわれ  
われの調べている限りでは、九州地建  
の場合には、実人員の五十二名に對し  
て四十七名までが希望退職になつてい  
る。あと三名を加えて——この三名と  
いうのが今問題になつてくる組合の専  
従者ですが、この三名を加えて、二月  
二十九日に整理を行つておる。しかも  
当初にあなたが御答弁されたように、  
三月末までに整理すればいいことにな  
つておる。三月末までには、五十二名  
の実人員から四十七名を差引くと五  
名、五名くらいの希望退職者が出る見  
込みがあるにもかかわらず、その点を  
あえて二月二十九日に三名の組合専従  
者の整理をしておるという理由がわれ  
われにはわからない。そればかりでは  
ない。もつとひどい例がある。東北の  
地建では、組合専従者が一人首切られ  
ているのですが、この整理人員は九名  
である。この九名に對して希望退職者  
がオーバーしている。にもかかわら  
ず、この希望退職者の退職を認めない  
で、ことさらに組合専従者の首を切つ  
ているという事実が出て来ている。そ  
うすると、希望退職者を第一の整理の  
対象にするという当時の政府の方針  
と、まつたくかけ離れた整理方針が建  
設省で行われているといわざるを得な  
い。こういう点が一体どうなつてい  
るのか。特に今の点にもう一度閣連して  
申し上げておきますが、東北の場合で  
は、希望退職者がオーバーしておつ  
て、そのうち四名は希望退職して、今  
すぐやめさせてくれといつておるの  
を、われ／＼建設省の局から特調関係  
に配置転換をさせてやつて、希望退職  
をさせておるというふうな事実であ  
る。こういうふうにして希望退職者の

整理をしないで、しかも組合に専従し  
ておる者を、今あなたのお話の通り  
首を切ろうという、こういう方法につ  
いては、われ／＼わからないわけ  
です。こういう点をもつと具体的に明ら  
かに御説明を願いたいと思つておる。

○町田説明員 なるべく希望退職者を  
優先的に整理したいと思つておる  
が、希望退職者のみを整理するという  
わけには行きません。この点は建設省  
としてそういう基準を立てておるま  
せん。事務の今後の運営上、ぜひ退職を  
希望する者も残さなければならぬ場合  
もございまして、それから割当人員以  
上に希望退職者があつた場合には、その  
中から人員数だけ退職せしめるという  
必要を生ずることもあるのでありまし  
て、必ずしも整理をされる側の希望だ  
けによつて、整理を実施するといふわ  
けには参りないのでございまして。

○岡田(春)委員 小林さんはこの間定  
員法の出したときに、十一月二十五日の  
参議院の内閣委員会、再三にわたつ  
て事務系統の整理はやむを得ないけれ  
ども、管轄関係においては整理できな  
い、整理してしまえば事務の進捗が思  
うように行かないのだと答弁されてい  
る。必要ならば速記録を読んでもよろ  
しいし、あなたも常に速記録はごらん  
になつていらっしゃるから御存じだと思  
います。事務上から見まして管轄関係が  
整理できない状態にあることははつき  
りして、あなたもかかわつた今度  
の整理の対象になつた、先ほどから人  
事課長の再三言つておる委員長の阿久  
井君それから書記長の長瀬君、ともに  
これは管轄関係であります。はつきりと  
管轄関係である者が整理をされてお  
り、先ほど人事課長のお話だと、事務

上の関係で整理をしなければならぬ  
者があつたというふうな話もあつたよ  
うであります。管轄関係は事務的な  
面から見ると、これは小林さんの前の  
説明をそのまま信ずるとするならば、  
整理ができないはずである。にもか  
わらず今事務的な面において整理す  
ると明らかにはお二人の間に答弁  
の食い違ひが出て来ているわけだ  
し、管轄関係の二人が首を切られた  
という理由も、われ／＼にはわからない  
わけです。こういう点をもつと一度最後  
に御答弁を願つておきたいと思いま  
す。

○小林説明員 ただいまこの前の内閣  
委員会におきます私の答弁を引用され  
てお質問がありましたので、私からお  
答へた方がよろしかろうと存じま  
す。私はこの前の内閣委員会におき  
ましては、建設省の定員を減らす根拠を  
御説明申し上げたのであります。その  
際に地建につきましては管轄部門が何  
名、土木関係は何名という基準を申し  
上げたのであります。そのときに管轄  
関係の定員は仕事に非常な忙しさを  
減らさない、こういうことははつきり  
申し上げておいたのであります。しか  
しながら私が申し上げましたのは、定  
員は減らさないといふことを申し上げ  
たのであります。それ／＼地建全体  
を考へまして、だれがやめるかといふ  
具体的な人の問題は別問題でありまし  
て、あとは配置転換その他によつて、  
管轄関係におきましては定員を充足し  
るときはつきり申し上げておるわけ  
です。そういう趣旨でございまして、  
ので、人事課長の御答弁といささか

も食い違ひがない、こういうふう  
に考へておられます。

○田中委員長 ほかに御質問ありませ  
んか。

○井之口委員 人事院総裁にお尋ね  
いたしますが、先ほど町田人事課長さん  
からすわり込みをやつた、これが理由  
になつておると言われた。もとよりこ  
れは慰みで、すわり込んだわけじゃな  
くて、その目的が大事といふことを町  
田さんも言つておられる。目的はもと  
より労働組合のいろ／＼の折衝である  
といふことは明らかだと思つて。労働組  
合のいろ／＼な折衝がござ  
る場合には、むしろ当局の方がみず  
から進んでいろ／＼な折衝に成して、  
そして寒い暗いところにすわり込ませ  
ぬでも、りつぱなところに招待して交  
渉されるのが当然だと、私たちは思  
つておる。そういうことをやら  
せないので、かわいそうにすわり込ま  
なければ交渉もしてやらぬような状態に  
置いたといふことは、これは非常に勞  
働組合に對する圧迫だと思つておる。  
そういう意味において、やむを得ない  
ところの行為に對しては、労働組合を  
保護し、公務員の生活を保障をする上  
から申し上げても、人事院としてはお  
ういふ者を職官することにはお  
考へにならないのでしょうか。

○浅井政府委員 せつかくのお尋ねで  
ございましてけれども、建設省関係のそ  
の具体的なことにつきましては、提訴  
もあると思つておるから、ここで申し上  
げることにはできないと思つてござい  
ます。ただ、この交渉等の場合におき  
まして、他人の職務を妨げることが、  
厳に禁止してある次第でございまして。

どうぞあしからず御了承を願います。

○田中委員長 本法律案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

引続き本法律案を議題として討論を省略してただちに採決いたします。本法律案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○田中委員長 起立総員。よつて本法律案は原案の通り可決いたしました。

次に本法律案に関する委員会の報告書作成についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任願つておきたいと思ひますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井之口委員 その場合にやはりみんなの意思といたしまして、ベース・アップの要求なんかもみんな持つていたんだということを、その中につけ加えて報告なされんことを希望いたします。

○田中委員長 了承いたしました。御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○田中委員長 次に藤枝泉介君より発言を求められておりますので、この際これを許します。藤枝君。

○藤枝委員 当委員会におきまして給与の改善についての決議をいたしたいと思ひますので、御賛成を願ひたいと思ひます。

決議案を朗読いたします。

給与改善に関する件

一、人事院は、現下の経済事情に鑑み、速に給与改善に関し根本的検討を行うこと。

二、勤務地手当の地域区分は、今回

の改正により相当の改善を見ながら、なお、検討の余地なしとしないう、よつて、人事院は至急調査の上善処すること。

右決議する。

この決議案の趣旨をいまさら弁明する必要もないと思ひますので、ただいま朗読をいたしました決議案について、満場の御賛成を得たいと存じます。

○田中委員長 ただいまの藤枝君の御発言は、当委員会において決議を行われないという動議でありますので、この動議につきまして討論を省略して、ただちに採決いたします。

藤枝泉介君提出の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて藤枝君の動議のごとく決しました。

○浅井政府委員 ただいま御決議になりました御趣旨に従ひまして、十分善処いたすつもりでございます。

○田中委員長 なお、決議の内容につき、衆議院議長に報告いたしますとともに、政府に対し参考のために送付いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

〔参照〕

一般職の職員給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕